

令和 7 年 4 月 12 日

各 位

(介護職員処遇改善手当等対象者)

令和 7 年度 介護職員等処遇改善加算および福祉・介護職員等処遇改善加算について

令和 6 年度介護報酬改定より、①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算が一本化されました。

令和 7 年度も引き続き処遇改善加算「処遇改善加算Ⅰ」を算定します。

天心堂では下記記載事項に沿って支給を行っていきます。

【介護事業所】

- 介護老人保健施設陽光苑／介護老人保健施設
- 介護老人保健施設陽光苑／（予防介護）短期入所生活介護
- 介護老人保健施設陽光苑／（予防介護）通所リハビリテーション
- 介護老人保健施設陽光苑／（予防介護）短期入所療養介護
- デイサービスようこう ／通所介護
- 天心堂ホームヘルパーステーションたんぽぽ戸次事業所／訪問介護
- 天心堂ホームヘルパーステーションたんぽぽ戸次事業所／訪問型サービス（総合事業）
- おおの郷 ／ 介護老人保健施設
- おおの郷 ／（予防介護）短期入所療養介護
- 短期入所生活介護おおの郷 ／（予防介護）短期入所生活介護
- おおの診療所デイケアセンター／（予防介護）通所リハビリテーション

【福祉事業】

- 天心堂こども発達支援センター一休さん／児童発達支援
- 天心堂こども発達支援センター一休さん／放課後等デイサービス
- 天心堂こども発達支援センター一休さん／保育所等訪問支援
- 天心堂ホームヘルパーステーションたんぽぽ戸次事業所／居宅介護
- 天心堂ホームヘルパーステーションたんぽぽ戸次事業所／行動援護
- 天心堂ホームヘルパーステーションたんぽぽ戸次事業所／同行援護
- 天心堂ホームヘルパーステーションたんぽぽ戸次事業所／重度訪問介護

※介護職員等処遇改善加算算定対象月：

2025 年 4 月～2026 年 3 月

※賃金改善実施期間：

2025 年 4 月～2026 年 3 月

※支給対象者： 処遇改善・特定処遇加算を算定している事業所で現在処遇改善手当 3 を支給されている職員並びに前回より新規対象者となったその他職員

※支給金額： 基本給 月給 1,200～4,500 円の増額

手当 職務手当 3（介護職員） 15,000 円／月額
（パート職員については時間按分あり）

職務手当 3（事務員・相談員等） 6,000 円／月額

※処遇改善加算による収入が月額改善額の支給額を上回る場合、賞与の引上げによって介護職員に支給する。（引上げ幅は、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定）

以上

天心堂本部総務課